

原案可決
全会一致

第29号発議案

新潟県議会議員給与条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成23年10月14日

提出者 議会運営委員長 佐藤 莞爾

新潟県議会議長 村松 二郎 様

新潟県議会議員給与条例の一部を改正する条例

新潟県議会議員給与条例（昭和25年新潟県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
第8条 議員が招集に応じ、議会又は委員会等に出席した場合は、前条の規定にかかわらず、会議に出席した日数により、次の費用を弁償する。この場合において、休会の日（新潟県の休日定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の日数は、会議に出席した日数とみなす。		第8条 議員が招集に応じ、議会又は委員会等に出席した場合は、前条の規定にかかわらず、会議に出席した日数により、次の費用を弁償する。この場合において、休会の日（新潟県の休日定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の日数は、会議に出席した日数とみなす。	
区分（住所又は居所から招集地までの片道の距離）	日額	区分（住所又は居所から招集地までの片道の距離）	日額
10キロメートル未満	4,000円	15キロメートル未満	8,000円
10キロメートル以上20キロメートル未満	5,000円	15キロメートル以上25キロメートル未満	10,200円
20キロメートル以上30キロメートル未満	6,000円	25キロメートル以上50キロメートル未満	12,600円
30キロメートル以上40キロメートル未満	7,000円	50キロメートル以上100キロメートル未満	13,900円
40キロメートル以上50キロメートル未満	8,000円	100キロメートル以上150キロメートル未満	18,300円
50キロメートル以上60キロメートル未満	9,000円	150キロメートル以上	18,600円
60キロメートル以上70キロメートル未満	10,000円		
70キロメートル以上80キロメートル未満	11,000円		
80キロメートル以上90キロメートル未満	12,000円		
90キロメートル以上100キロメートル未満	13,000円		
100キロメートル以上	17,000円		

原案可決
全会一致

第30号発議案

私学助成に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成23年10月14日

提出者 総務文教委員長 桜井 甚一

新潟県議会議長 村松二郎様

私学助成に関する意見書

現在、政府においては、地域主権改革の名の下、補助金の一括交付金化など、国と地方の役割の見直しを推進しているが、言うまでもなく、教育は国の礎であり、「米百俵」の精神で国家百年の大計のため、国の責務として万全の措置がなされなければならない。

本県においては、私立中学高等学校は、それぞれの建学の精神に立脚し、新しい時代に対応する特色ある教育を積極的に展開して、公教育の進展に寄与しているところである。

しかしながら、少子化の進展による生徒数の大幅な減少の影響が大きく、学校経営は厳しい状況に置かれている。

公教育の将来を考えると、公私相まっの教育体制が維持されてこそ初めて健全な発展がなされ、個性化、多様化という時代の要請にも応えうるものである。そのためには、公立学校に比べて財政的基盤が脆弱な私立中学高等学校に対する助成措置の充実が必要である。

よって国会並びに政府におかれては、教育基本法第8条及び教育振興基本計画の趣旨に則り、私学助成に係る国庫補助制度を堅持されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月14日

新潟県議会議長 村松二郎

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	野田佳彦様
総務大臣	川端達夫様
財務大臣	安住淳様
文部科学大臣	中川正春様

原案可決
全会一致

第31号発議案

農業用及び索道用軽油に係る軽油引取税の
免税措置の継続を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成23年10月14日

提出者 産業経済委員長 楡井辰雄

新潟県議会議長 村松二郎様

農業用及び索道用軽油に係る軽油引取税の 免税措置の継続を求める意見書

軽油引取税は、揮発油税とは異なり、軽油が自動車以外にも多方面に様々な用途に使用されていることから、幅広い免税措置がなされているところである。農業用の機械やスキー産業の索道事業者が使う機械、林業・船舶・鉄道・製造業など幅広い事業の道路を使用しない機械で使用する燃料の軽油は、申請により免税されてきたところであるが、平成24年3月末で廃止される状況にある。

農業においては、食料自給率の向上を目指し、大規模化が図られており、大規模な経営体ほど大型機械の導入が進み、生産コストに占める燃油の比重は極めて大きなものがある。また、冬場の観光産業の主流を占めるスキー場などの索道事業者においても同様の状況にある。

この免税措置が廃止されれば、農業者もスキー場などの索道事業者もコストが上がり経営負担が非常に大きくなることで事業の継続が困難になる。国民の食を守る農業と冬場の観光産業に大きな影響を及ぼすことは必至である。

よって国会並びに政府におかれては、農業用軽油及びスキー場などの索道事業者が使う機械に使用する軽油に係る軽油引取税の免税措置を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月14日

新潟県議会議長 村松二郎

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	野田佳彦様
総務大臣	川端達夫様
財務大臣	安住淳様
農林水産大臣	鹿野道彦様
経済産業大臣	枝野幸男様
国土交通大臣	前田武志様

原案可決
賛成多数

第32号発議案

拉致事件の早期解決を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成23年10月14日

提出者	高橋直揮	佐藤桜柄	莞藤	爾一三	佐藤	卓隆	之景
	佐藤孝	尾身昭	井沢	正	斎	藤	景
賛成者	宮崎悦男	青柳正司	正司	美成一修	坂田	光雄	子二雄
	矢野林一	金富小沢	恵一林	成修	皆井	辰洋	吉彦
	小島良一	中帆東	野野	洸治	西谷	国和	彦雄
	岩川吉峯	中帆東	野野	謙英	小渡	和惇	夫一
	早小石	伊佐夫	野野	英邦	三青	佳太	郎一
	星松川	伊佐夫	野野	浩義	渡片	久	郎一
	横尾	幸秀	小島	徳	佐藤	久	雄

新潟県議会議長 村松二郎様

拉致事件の早期解決を求める意見書

民主党政権が発足してまだ2年余りであるにもかかわらず、拉致問題担当大臣は5人目を数えており、家族会からも頻繁に担当大臣が交代することを問題視する声があがっている。

また、野田政権が北朝鮮に対する新たな制裁措置を見送る方針を固めたと報道されていることや、菅前総理が退任間際に、朝鮮学校無償化に向けての審査手続きの再開を指示したことなどは、民主党政権が拉致問題を軽視している証左であり、拉致被害者の家族も大きく落胆しているところである。

北朝鮮が、横田めぐみさんらの日本人拉致被害者に関する再調査を約束しておきながら一方的に先送りしてすでに3年が経過し、この間何らの進展も見られないことから、家族会等の関係団体が先ごろ東京で緊急国民集会を開催した。集会の中では、野田総理が北朝鮮に対して拉致被害者全員を即刻返すよう求める強いメッセージを発信することや、再調査に応じようとならない北朝鮮に対する追加制裁、朝鮮学校への無償化適用手続きの停止などを政府に求めることが決議されたところである。

よって国会並びに政府におかれては、一日も早く拉致事件が解決され被害者が帰国することを願っている家族の心情を理解し、即刻、実効性のある追加制裁の実施と再調査の開始に向けたあらゆる努力を行うとともに、朝鮮学校無償化に向けた審査手続きを中止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月14日

新潟県議会議長 村松二郎

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	野田佳彦様
外務大臣	玄葉光一郎様
文部科学大臣	中川正春様
内閣官房長官	藤村修様
拉致問題担当大臣	山岡賢次様

原案可決

全会一致

第34号発議案

一日も早い復興のために日本経済の回復を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成23年10月14日

提出者	青柳正司	佐藤莞爾	佐藤卓之
	佐藤純	桜井甚一	斎藤隆景
	尾身孝昭	柄沢正三	

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 村松二郎様

一日も早い復興のために日本経済の回復を求める意見書

欧州での経済危機や米国の国債格下げ問題などを原因に、円高が歴史的な水準で進行している。日本経済は円高・デフレ傾向が長期化し、東日本大震災による経済状勢の悪化も懸念されている。

政府は二度にわたる補正予算を編成しているが、いずれも本格的な復旧・復興につながる大規模な予算編成と言えるものではなく、景気回復に資することは期待し難い状況にある。今後、電力需給の逼迫が長期化し、円高傾向が続くことになれば、企業が海外に生産拠点を移すことは明白であり、雇用の喪失や産業の空洞化の進行が危惧される。また、歴史的水準の円高は地域の製造業や観光産業にも大きな打撃を与えており、このままでは地域経済がより一層悪化の一途をたどることとなる。

被災地の復興のためには、日本経済全体の回復が必要であり、抜本的な円高・デフレ対策が求められるが、復興財源確保のために増税を行えば、更なる景気の悪化を招いてしまうことは必至であり、過去の歴史が証明しているところである。

よって国会並びに政府におかれては、日本経済全体を底上げするための景気対策及び防災対策のために必要な公共事業の推進などを含めた補正予算を早急に編成・執行するとともに、年末に向けての中小企業の万全な資金繰り対策や、円高の痛みを直接受ける輸出産業への適切な対応、また、外国人観光客が円高で激減している観光産業への支援策や地域の雇用の維持・確保など、きめ細かで適切な対応を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月14日

新潟県議会議長 村松二郎

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	野田佳彦様
総務大臣	川端達夫様
財務大臣	安住淳様
金融担当大臣	自見庄三郎様
経済財政政策担当大臣	古川元久様

原案可決

全会一致

第35号発議案

豪雪地帯対策特別措置法の改正に関する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成23年10月14日

提出者 佐藤莞爾 佐藤卓之 佐藤純
桜井甚一 斎藤隆景 尾身孝昭
柄沢正三

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 村松二郎様

豪雪地帯対策特別措置法の改正に関する意見書

本県は、県全域が豪雪地帯対策特別措置法に基づき豪雪地帯に指定され、その上に県土の70パーセントが特別豪雪地帯の指定を受けている全国有数の豪雪県であるが、道路除雪をはじめとする総合的な施策の展開により、往時に比べ冬期間の生活環境は大幅に改善されてきた。

しかしながら、ひとたび豪雪になると交通が混乱し、雪崩の危険により多くの道路が通行止めになるなど、冬期間の道路交通の確保には依然として多くの課題を抱えている。

また、教育施設に関しては、施設を積雪に耐えうる構造とする必要があることから、無雪地帯に比べ整備に要する費用が嵩む状況にある。

さらに、過疎化・高齢化が進行している地域を中心に、住宅の雪処理の担い手確保が困難になってきており、住民の安全・安心な生活の維持が脅かされている。

よって国会並びに政府におかれては、特別豪雪地帯における基幹道路の整備及び公立小中学校の施設等の整備を促進するため、豪雪地帯対策特別措置法第14条及び第15条の特例措置について10か年の延長を講ずるとともに、地域住民の安全・安心な生活を確保するため、地域における雪処理の担い手確保対策や除雪費に関する地方財政措置の拡充等を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月14日

新潟県議会議長 村松二郎

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	野田佳彦様
総務大臣	川端達夫様
財務大臣	安住淳様
文部科学大臣	中川正春様
農林水産大臣	鹿野道彦様
国土交通大臣	前田武志様
「新しい公共」担当大臣	蓮舂様
防災担当大臣	平野達男様

第36号発議案

拙速な人権侵害救済法の制定に反対する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成23年10月14日

提出者	佐藤	藤井	莞甚	爾一	佐斎	藤藤	卓隆	之景	佐尾	藤身	孝	純昭
	桜柄	沢	正	三								
賛成者	高坂	橋田	直光	揮子	宮矢	崎野	悦一	男学	青金	柳子	正恵	司美
	皆楡	川井	光雄	子二	矢小	野林	一良	学大	富小	榎林	一林	成一
	西金	川谷	辰洋	雄吉	小岩	村川	良吉	隆一	沢中	野野	謙英	修洸
	小渡	川辺	国和	彦雄	早小	野井	峯	秀生	帆東	苺山	政	治機
	三上	富杉	惇佳	夫一	小石	野野	伊佐	修夫	高石	倉塚	久	栄健
	大竹	洲島	知良	之健	星梅	谷山	五邦	守郎	市片	川野		広猛
	横	尾	幸	子秀	内志	田島	義	徳	佐	藤		雄

新潟県議会議長 村松二郎様

拙速な人権侵害救済法の制定に反対する意見書

江田前法務大臣は今年8月、人権侵害救済法案策定に向け、新たな人権救済機関「人権委員会」の設置などの基本方針を発表した。

不当な差別や虐待などからの救済を目的に、新たな人権救済機関をつくるという同種の法案は、自公政権時代にも検討されたが、成立には至らなかった経緯がある。

このたびの基本方針では、自由な報道活動を阻害するおそれがあるメディア規制を設けないなど、これまでの法案を含めて批判の強かった条項が除外されており、人権侵害の調査を任意として罰則規定を入れないなど、強制性も弱めたものとされているが、民間の言論・表現活動に公権力が介入し、自由な議論を縛りかねないという法案の危険性は変わっていない。

国家行政組織法第3条に基づき法務省の外局に設置される人権委員会は、公正取引委員会などと同じ強大な権限を持つこととなり、その委員については、国会同意人事とするなど、独立、中立性に配慮しているかにも見えるものの、国会同意人事は政治の思惑に左右されがちであることから、本当に適切な委員を任命できるのか大きな疑問が生じるところである。

また、地方に置く人権擁護委員については、地方参政権を有する者から選ぶとされているが、民主党は結党時の基本政策で定住外国人への地方参政権付与をうたっていることから、外国人が人権擁護委員に選ばれる可能性も否定できない。

人権侵害の定義があいまいで、強い権限を持つ救済機関がどんな言動を規制するのか不明なことは、何よりも大きな問題点である。

よって国会並びに政府におかれては、言論統制のおそれもはらむ危険な人権侵害救済法を、国民的議論を経ないまま拙速に制定することのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月14日

新潟県議会議長 村松二郎

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	野田佳彦様
法務大臣	平岡秀夫様

原案可決

全会一致

第37号発議案

受診時定額負担制度の導入に反対する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成23年10月14日

提出者	金子恵美	佐藤莞爾	佐藤卓之
	佐藤純	桜井甚一	藤隆景
	尾身孝昭	柄沢正三	

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 村松二郎様

受診時定額負担制度の導入に反対する意見書

政府・与党の社会保障と税の一体改革案に盛り込まれた「受診時定額負担制度」をめぐり、日本医師会、日本歯科医師会や日本薬剤師会、日本看護協会から反対の声が上がっている。与党である民主党の内部にも、反対する意見が相次いでいると報道されている。

社会保障と税の一体改革案では、初診・再診時の窓口負担に100円程度を上乗せする受診時定額負担制度を導入し、高額療養費制度の自己負担上限額を引き下げるための財源を確保する方向が示されている。これは、受診者のみに負担を強いるもので、加入者全員で支えるという国民皆保険の精神に反しており、既に定率による高い負担を強いられている受診者に対して、更なる負担を強いるものである。そのため、受診を控え病気が悪化する患者が増加することも危惧される。さらに、制度が導入されれば、その額が引き上げられていくことは過去の例を見ても明らかである。

また、現行の高額療養費制度は、「加入者間の共助」で成り立っており、受診者から徴収した「100円」を高額療養費の財源に充てる仕組みは、「受診者間の共助」であり、一つの制度に二つの相反する政策を混在させる制度設計は、極めて問題である。高額療養費制度の負担軽減には賛成できるが、それは公費や保険料などに幅広く財源を求めていくべきであり、患者負担を強いることは極めて乱暴である。

よって国会並びに政府におかれては、安易に受診時定額負担制度を導入しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月14日

新潟県議会議長 村松二郎

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	野田佳彦様
財務大臣	安住淳様
厚生労働大臣	小宮山洋子様
社会保障・税一体改革担当大臣	古川元久様

原案可決

賛成多数

第38号発議案

「子ども・子育て新システム」の撤回を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成23年10月14日

提出者	佐藤莞爾	佐藤卓之	佐藤純
	桜井甚一	藤隆景	尾身孝昭
	柄沢正三		

賛成者	高坂皆西金小渡三小青片小	橋田川井川谷川辺富山木野島	直光雄辰洋国和惇佳芳太義	揮子二雄吉彦雄夫一元郎猛徳	宮矢小小岩早小石星竹松横佐	崎野林島村川野井野島川尾藤	悦一良吉峯伊良キ幸久	男学大隆一秀生修夫子ヨ秀雄	青金富小沢中帆東長志佐若	柳子檉林野野苧山部田藤月	正恵一林謙英邦浩	司美成一修洸治機登男雄仁
-----	--------------	---------------	--------------	---------------	---------------	---------------	------------	---------------	--------------	--------------	----------	--------------

新潟県議会議長 村松二郎様

「子ども・子育て新システム」の撤回を求める意見書

政府は7月29日の少子化社会対策会議において、「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」を決定し、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出するとの方針が示されている。

新システムの導入は、保育現場に市場原理を持ち込むこととなり、福祉としての保育制度が維持されないことや、保護者の負担増につながる制度の見直しとなるなどの懸念があることから、これまで国の責任で福祉として行われてきた保育制度の根幹が大きく揺らぐ恐れがある。

また、新システム導入に必要な約1兆円の財源は明確になっておらず、現状では新システム導入は極めて不透明な情勢となっている。

このままでは、平成24年度からの保育施策がどのような方向性になるのか明確ではなく、保育現場での無用な混乱や不安に拍車がかかることとなる。

よって国会並びに政府におかれては、誰もが安心して利用できる保育制度を維持し、さらなる拡充を図るため、「今年度中の法案提出」との方針を撤回し、保育制度の見直しにあたっては保護者、保育現場等の意見を十分尊重し、慎重に検討することを求めるとともに、来年度予算編成においては「安心こども基金」の拡充等、保育の充実に向けた地方の創意工夫が生かされる予算編成を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月14日

新潟県議会議長 村松二郎

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	野田佳彦様
財務大臣	安住淳様
厚生労働大臣	小宮山洋子様
内閣官房長官	藤村修様
国家戦略担当大臣	古川元久様
少子化対策担当大臣	蓮舫様

原案可決

賛成多数

第39号発議案

安易なTPP交渉の参加に反対する意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成23年10月14日

提出者	皆川雄二	佐藤桜柄	藤井沢	莞甚正	爾一三	佐藤	藤藤	卓隆	之景			
	佐尾	藤身	孝昭	柄	正							
賛成者	高坂小岩早小石星志佐若	橋田林島村川野井野田藤月	直光一良吉峯伊邦浩	揮子大隆一秀生修夫男雄仁	宮矢富小沢中帆東長青片小	崎野榎林野野苺山部木野島	悦一林謙英太義	男学成一修洸治機登郎猛徳	青金榆西金小渡三小松横佐	柳子井川谷川辺富山川尾藤	正恵辰洋国和惇佳芳キ幸久	司美雄吉彦雄夫一元ヨ秀雄

新潟県議会議長 村松二郎様

安易なTPP交渉の参加に反対する意見書

TPP（環太平洋パートナーシップ協定）交渉への参加検討については、昨年10月に菅前総理から唐突に提起され、政府の情報開示も国民的な議論も何ら十分に行われることなく、一方的な議論が展開されていることは誠に遺憾であり、このような状況に対して、国民は将来に対する大きな不安と危惧を抱いている。

TPPは、これまで我が国が諸外国や地域と締結してきた自由貿易協定（FTA）や経済連携協定（EPA）とは全く異なり、関税撤廃の例外措置を認めず、医療、保険、雇用、食品安全性などあらゆる分野に関する国内の仕組み、基準の変更を強制するものである。TPPが締結されれば、農林水産業をはじめとする地域の経済や社会が崩壊するだけではなく、国民の暮らしが一変するおそれもある。

今日、途上国の経済発展や人口増加、豪雨災害や干ばつなどの自然災害による収穫の減少などにより、世界の食料需給は逼迫し、各国による食料争奪の様相を呈しており、今年2月に過去最高値を更新した世界の食料価格指数は依然として高水準にある。我が国も東日本大震災による一時的な食料供給不足を経験し、過度な貿易に依存する危険性と食料自給率の向上の必要性を再確認したところである。

一方、産業界からは、歴史的水準が続く円高等により中小企業でさえ海外移転を余儀なくされていることから、TPP交渉への参加を求める声も上がっているが、いまだTPP交渉参加に関する国民的な議論が行われていないばかりか、情報開示さえ十分になされていない。

このような中で、国民が望む安全・安心な食料の安定供給や持続可能な農林水産業の振興に関する政策展望が示されないままでのTPP交渉への参加は、絶対に認められない。

よって国会並びに政府におかれては、国民的議論を経ずに安易にTPP交渉に参加しないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月14日

新潟県議会議長 村松二郎

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	野田佳彦様
外務大臣	玄葉光一郎様
農林水産大臣	鹿野道彦様
経済産業大臣	枝野幸男様
国家戦略担当大臣	古川元久様

安易なたばこ税の増税とJT株の売却に 反対する意見書

東日本大震災の復興財源確保をめぐり、民主党及び政府は臨時増税の規模を圧縮するため、税外収入を当初案から2兆円上積みして7兆円とすることを決め、その上積み分には、政府が保有する日本たばこ産業（JT）株の売却収入などを充てる方向とされている。前原政調会長は、日本郵政株の売却や国会議員定数の削減、国家公務員の人件費削減などを通じて、更なる税外収入の上積みを目指す考えも示している。JT株が売却されることにより、政府のJTへの関与が薄まり、仮にJTが葉たばこ農家から全量を買取る制度が維持されなくなれば、国内の葉たばこ農家の経営に大きな打撃となることは必至である。

政府は、大幅な増税には強い反発が予想されることから、国民の反発を比較的受けにくいたばこ税の増税も検討対象に加えることにしたとの報道が見受けられる。たばこ税は平成22年10月にも1本当たり3.5円増税され、メーカーによる本体価格の引き上げと合わせ、1箱当たり平均で100円を超える値上げが行われたばかりである。更なる増税は、たばこの消費量も減少を続けている中で、ねらいどおりの増収増をもたらすかどうかは不透明である。

しかも東日本大震災により、国内たばこ産業も甚大な被害を受けるとともに、多くの葉たばこ農家も被災している。

さらに、たばこ離れに伴う減収や農家の高齢化が進展し、JTが廃作を募集したところ、全国的に廃作を希望する農家が続出し、本県でも葉たばこ農家の約6割が今年の出荷を最後に廃作する見通しである。本県においては、葉たばこの耕作は砂丘地を中心に行われていることから、生産品目が限られ、作付転換品目の選定が難しく、離農者や耕作放棄地の拡大につながるものが危惧されている。

このような状況の中で、たばこ税の更なる増税は、震災復興財源であることを考慮しても、取りやすいところから取るという意図が明白であり、税の公平性の確保の観点からも大きな不公平感を生ずるものである。

よって国会並びに政府におかれては、被災地をはじめとした葉たばこ農家の現状を十分に考慮し、安易なたばこ税の増税やJT株の売却を行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月14日

新潟県議会議長 村松二郎

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	野田佳彦様
総務大臣	川端達夫様
財務大臣	安住淳様
農林水産大臣	鹿野道彦様
経済産業大臣	枝野幸男様
経済財政政策担当大臣	古川元久様